

浜田市告示第 56 号

浜田市商店街等活性化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 25 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市商店街等活性化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、地域の賑わいの創出及び消費者への需要の喚起を図るための取組等を実施する団体に対し、その取組等に要する費用の一部を補助することにより、地域経済の活性化に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街振興組合 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 事業協同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。
- (4) 企業組合 中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合をいう。
- (5) 生活衛生同業組合 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に主たる事務所を有する商店街振興組合
- (2) 市内に事務所を有する事業協同組合、企業組合又は生活衛生同業組合であって、その組合員又は会員の半数以上が日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に基づく小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業（以下これらを「対象業種」という。）に分類されるもの
- (3) 市内に事務所又は事業所を有し、商業の振興を目的として4者以上の中小企業者で構成された法人格を有しない団体であって、共同の利益を図ることを目的として持続的に活動する団体（単にイベント等の開催を

目的とする団体を除く。)のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 構成する者の半数以上が対象業種に分類されるものであること。

イ 定款、約款、規約、会則等により代表者の定めがあること。

ウ 財務諸表等により資金及び財産の管理等を適正に行えること。

エ 団体を設立して1年以上経過していること、又は団体を設立して1年未満であっても当該団体と同等のその前身団体が存在すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者は、補助対象者とししない。
（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条の目的を達成するために行う次に掲げる事業とする。

- (1) プレミアム商品券発行事業
- (2) 共同テイクアウト・デリバリー事業
- (3) 集客イベント事業
- (4) 地元産品ブランド化事業
- (5) その他市長が適当と認める事業

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金額等）

第6条 補助金額及び補助限度額は、別表第2に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市商店街等活性化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款、約款、規約又は会則（第3条第1項第3号に規定する者に限る。）
- (4) 直近の決算書類（第3条第1項第3号に規定する者に限る。）
- (5) 補助対象者を構成する者（第3条第1項第1号及び第2号に規定する

者にあつてはその組合員又は会員、同項第3号に規定するものにあつてはその構成する者をいう。以下「構成者」という。)の名簿等

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1補助対象者当たり、1回に限りすることができる。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市商店街等活性化支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、浜田市商店街等活性化支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日までに浜田市商店街等活性化支援事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 領収書(宛名、金額、内訳、日付及び発行者が明記されたもの)の写し

(4) 事業の経過若しくは成果を証する書類又は写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、浜田市商店街等活性化支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求等)

第12条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浜田市商店

街等活性化支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 5 条関係）

項目	補助対象経費
報償費	謝金、人件費等
旅費	講師招へい費等
需用費	消耗品費、燃料費、水道光熱費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、広告宣伝費等
使用料及び賃借料	会場使用料、リース料等
負担金	商品券上乘せ分の経費等
委託料	会場設営、音響、警備等の委託に係る経費等

備考

- 1 構成者相互の親睦又は交流のために要する経費、物品（原則として単価が 10 万円未満のものを除く。）の購入に要する経費その他市長が適当でないと認める経費は、補助対象経費としない。
- 2 補助対象経費の額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
- 3 補助対象経費の額は、補助対象経費に対して他の同種の補助金等を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額とする。

別表第 2（第 6 条関係）

構成者の数	補助金額	補助限度額
4 者以上 50 者未満	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額	25 万円
50 者以上	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額	50 万円

備考 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。